

平成20年12月24日  
東北森林管理局

職員の懲戒処分等について

平成20年12月24日、東北森林管理局において、官職の信用を著しく傷つけるとともに、官職全体の不名誉となる行為があったことから、下記のとおり職員の懲戒処分等を行いましたので公表します。

記

1 被処分者について

(1) 被処分者及び処分の内容

前森林管理署支署課長 「3月間停職」

(2) 事実内容

12月9日付けで懲戒免職とした清水政信の指示を受け、平成19年に行われた3回の製品生産・造林事業請負等の指名競争入札において、職務上知ることのできた秘密を漏らすなど、業務上不適切な対応を行ったことから、上記の処分といたしました。

2 管理監督について

(1) 管理監督責任及び処分の内容

元東北森林管理局長 「訓告」 1名

前東北森林管理局部長 「厳重注意」 2名

(2) 事実内容

収賄及び秘密漏えい指示などにより懲戒免職（12月9日付け）とした清水政信を管理・監督する立場にありながら、指導監督を怠ったことから、上記の処分といたしました。

〔お問い合わせ先〕

東北森林管理局 総務課長

電話：018-836-2010

FAX：018-889-1356